

「新・もんじゅ訴訟」参加のご案内

2015年12月9日

高速増殖炉もんじゅを止めるために、新たな訴訟が始まります。たくさんの市民の皆さまの参加をお願いいたします。訴訟提起の趣旨は、別紙「もんじゅ新訴について」、「訴状（原案）」をご覧ください。ただし、原告は、もんじゅからおおむね250キロメートルに居住する方とさせていただきます。また、下記の点をご了承ください。提訴準備の都合上、原告参加希望の方は、12月18日（金）までに

- ① 下記必要事項を shinmonju@gmail.com までお送りください。
- ② 「訴訟委任状（署名・捺印したもの）」を下記宛て郵送してください。

■ 【参加申込み必要事項】：（送り先 shinmonju@gmail.com）

件名：「もんじゅ原告希望」

- 1) 氏名（ふりがな）
- 2) 郵便番号
- 3) ご住所
- 4) 電話番号
- 5) メールアドレス
- 6) 訴訟に関するご意見・ご要望

■ 【訴訟委任状送付先】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF 日比谷ビル 16階
さくら共同法律事務所 松田宛

※封筒表に、「新・もんじゅ訴訟」委任状在中と赤字で明記してください

■ 【原告】になれるのは下記の各府県にお住まいの方です。

（もんじゅからおおむね250キロメートルの地域です。詳細は裏面をご参照ください。）
富山県、石川県、福井県、滋賀県、長野県、愛知県、三重県、岐阜県、奈良県、和歌山、大阪府、京都府、兵庫県。

■ 【新・もんじゅ訴訟弁護団】は、河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士をはじめ、旧もんじゅ訴訟弁護団事務局長 d 福武公子弁護士等、多数の弁護士が参加予定です。

原告のみなさまには印紙代等訴訟実費へのご協力をお願いします。

■ 【原告費用】は初年度に1万円を下記郵便振替口座に提訴期日までに振り込んでください。2年目以降は、可能な範囲でカンパをお願いいたします。

郵便振替口座名：原子力発電に反対する福井県民会議

口座番号：00760-6-50628

通信欄に「新・もんじゅ訴訟」原告参加費用と明記してください。

■ 【この訴訟に関する事務連絡】は、基本的にPCメールで行いますので、この点をご了承ください。他の方法（FAX等）をご希望の方は、事務局ご相談ください。（「参加申込み」、「訴訟委任状」とも郵送してください）

■ 【提訴】は、東京地裁へ、12月25日（金）午後を予定しております。

■ この件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

【原告団事務局】原子力発電に反対する福井県民会議 Tel. 0776-25-7787

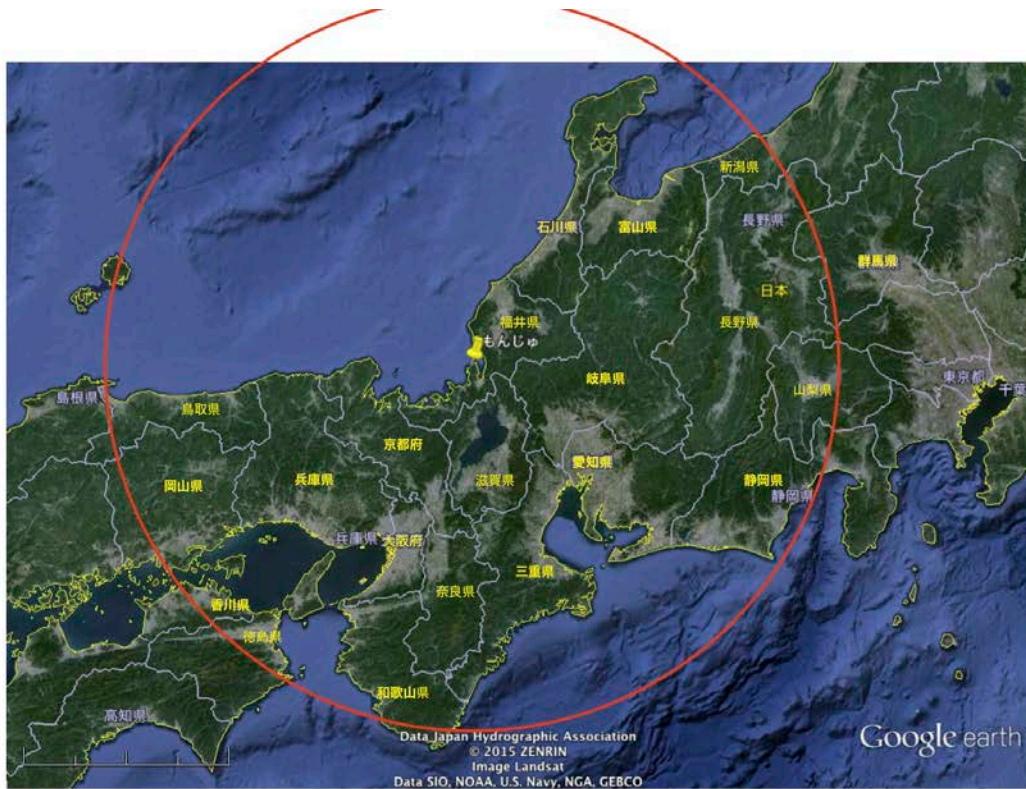
【弁護団事務局】さくら共同法律事務所（松田）Tel. 03-5511-4386

【原告】になれるのは：

もんじゅから約 250 キロメートルの下記の地域にお住まい方です。

新潟県(一部)、富山県(全域)、石川県(全域)、福井県(全域)、滋賀県(全域)、群馬県(一部)、長野県(全域)、山梨県(一部)、静岡県(一部)、愛知県(全域)、三重県(全域)、岐阜県(全域)、奈良県(全域)、和歌山(全域)、大阪府(全域)、京都府(全域)、兵庫県(全域)、岡山県(一部)、鳥取県(一部)、香川県(一部)、徳島県(一部)。

* ご不明な場合は、事務局にお問い合わせください。



Google earth

マイル
km

300
500

